

第110回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

業務の適正を確保するための体制及び運用状況
株式会社の支配に関する基本方針
連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
連結計算書類の「連結注記表」
計算書類の「株主資本等変動計算書」
計算書類の「個別注記表」

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

東京テアトル株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載していません。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの役職員一人一人が遵守すべき行動基準を定め、法令等を遵守することが当社グループの存続・発展の大前提であるという旨を繰り返し周知する。
 - ② 当社取締役会は、「取締役会規則」に基づき、取締役相互の監督及び監査役による取締役の職務執行の監査により、その適法性及び妥当性を確保する。
 - ③ 当社は、「コンプライアンス規則」を定め、コンプライアンスを最優先の行動規範とすること、法令違反等の事実を知った場合の相談や内部通報などの役職員の義務等を周知し、当社グループ全体でコンプライアンスを推進する。

- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、当社グループの内部統制システムを総合的に整備・運用することを目的とし、「内部統制規程」を定める。
 - ② 当社は、内部統制の目的達成のため、「内部統制規程」を定め、社長の下に内部統制委員会を設置する。内部統制委員会は、当社グループの内部統制の整備状況等を定期的に評価し、リスク主管部門と協議の上、整備計画等を策定し、リスク管理を推進するとともに、活動状況を経営会議及び取締役会に報告する。
 - ③ 当社は、事業継続の危機や多大な経済的損失につながりかねない事態が発生した場合は、社長を本部長とする緊急対策本部を設置しその対応を協議し、損失を最小限にとどめるよう努める。
 - ④ 内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部統制の整備・運用状況を監査し、監査結果を社長に報告するとともに、活動状況を経営会議及び取締役会に報告する。
 - ⑤ 取締役会は、内部統制委員会が策定する整備計画等を承認するとともに、内部統制委員会に対し、定期的に内部統制の整備・運用状況及び活動状況の報告を求め、また内部監査室に対し、定期的に監査結果及び活動状況の報告を求め、当社グループの内部統制の整備・運用状況を確認し、監督する。

- (3) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社取締役会は、当社グループの中期経営方針及び事業年度ごとに合理的な経営政策と数値目標を策定し、当社グループの幹部社員に対し経営政策等を周知する。
 - ② 当社取締役会は、原則として毎月1回開催し、「取締役会規則」に基づき、重要な意思決定を行うとともに、業務の執行状況を報告する。なお、取締役会で決議及び報告する議案等について、十分な検討を経て慎重に決定する場合には、取締役及び監査役等で構成する「経営会議」等で事前に審議する。
 - ③ 当社は、取締役会において、取締役及び執行役員に対し、事業または業務を委嘱するとともに、「職務権限規程」「業務分掌規程」などの決裁に関する規程を整備し、「稟議規程」など重要な職務執行を行う場合の決裁手続きを定め、取締役の執行の効率性を確保する。
 - ④ 取締役及び執行役員は、担当業務部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を整備する。

- (4) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社取締役、執行役員及び使用人の職務執行に係る重要な文書の作成担当部署、保存担当部署、保存期間、閲覧者等を定めた「文書管理規程」を制定し、保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社取締役、執行役員又は使用人を連結子会社の取締役又は監査役として派遣する。
 - ② 当社取締役会は、連結子会社の経営管理を担当する取締役又は執行役員を任命し、当該連結子会社の経営状況及び職務の執行状況につき、定期的に報告を受けるとともに、当該連結子会社に対

して適宜必要な助言・指導を行う。

- ③ 連結子会社における経営上の重要事項に関する決裁をする場合は、原則として当該連結子会社の経営管理を担当する取締役又は執行役員等による、当社の事前の承認取得を要件とする。
- ④ 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体にわたる体制を整備するものとし、内部監査室は、当社グループ全体を内部監査の対象とする。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 補助使用人

- a 内部監査室に所属する使用人2名程度に監査役職務の補助使用人を兼務させる。
- b 内部監査室は、監査役から監査役職務の補助要請があった場合には、当該補助使用人に監査役の職務の補助を行わせ、当該補助使用人は、その結果を監査役会に報告する義務を負う。

② 補助使用人の独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保

補助使用人の評価・異動・懲戒等を行う場合は、事前に監査役会の意見を聞きこれを尊重して行う。なお、補助使用人の監査役補助業務は、取締役からは独立した立場で、監査役の指示のもと行う。

③ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の常勤監査役への報告

- a 報告の対象とする事項は次のとおりとする。
 - ・ 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合はその事実
 - ・ 当社グループに関する重要な訴訟事実
 - ・ 重要な開示の内容
 - ・ 内部通報制度による通報の状況とその主な内容
 - ・ 内部監査の結果
- b 常勤監査役への報告の方法は次のとおりとする。
 - ・ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、直ちに報告する。
 - ・ 法務室は、定期的に、内部通報の状況、当社グループのコンプライアンス活動の状況、その他重要なリスク等に関する事項を報告する。
 - ・ 内部監査部門は、定期的に、内部監査結果を報告する。
- c 監査役又は監査役会への報告は、常勤監査役への報告をもってこれに代えることができる。

④ 監査の実効性の確保

- a 監査役は、当社グループの取締役、執行役員及び使用人等役職身分を問わず、適時必要な調査・報告等を求めることができる。
- b 連結子会社の取締役、執行役員及び使用人の業務執行状況の監査に資するため、原則として、当社及び連結子会社の稟議書及び決算書を常勤監査役に回議する。
- c 監査役は、経営会議その他重要な会議へ出席し意見を述べるができる。
- d 監査役は、監査報告会を定期的で開催し、社長との意見交換を図る。
- e 監査役は、内部監査室及び連結子会社監査役との情報交換の場を定期的に確保し、意見交換を図る。
- f 監査役は、職務遂行のために必要な場合は、弁護士・公認会計士等の外部専門家を任用することができる。
- g 当社は、内部通報制度等を通じて監査役への報告を行った当社グループの取締役、執行役員又は使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び使用人等に周知徹底する。
- h 当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用として必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(7) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、「東京テアトルグループ行動基準」に反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を記載し、役職員に対して周知徹底を図る。

- ② 当社は、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、日頃必要な情報を収集するとともに、警察、弁護士等専門機関と連携して、反社会的勢力排除に向けて適切な対応を図る。
- ③ 当社は、総務部をグループ全体の対応統括部署とする。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制に関する基本方針に基づき、以下のような取組みを行っております。

- ① コンプライアンスに関する取組み
 - a 法務室と内部統制委員会が連携して、年1回以上、コンプライアンスにかかる事項について従業者に対する調査を実施しています。
 - b 法務室は、次に掲げる目的のため、年1回以上、社内研修等を実施しています。
 - ・ 内部通報制度を周知徹底すること
 - ・ コンプライアンスへの正しい知識を付与すること
 - ・ 従業者の倫理意識を高めること
- ② リスク管理に関する取組み
 - a 内部統制委員会は、当社グループを対象とした内部統制に関する年度の整備方針及び整備計画を策定し、取締役会の承認を得、整備計画等を推進します。
 - b 内部統制委員会は、財務報告の信頼性に係る内部統制報告制度に基づく監査対象評価範囲と評価の対象となる重要勘定科目及び重要な事業拠点を選定し、内部監査室及び外部監査人と協議した上でこれを決定します。
- ③ 監査役監査に関する取組み
 - a 監査役は、監査の実効性を高めるため、定期的に代表取締役社長と面談を行い、経営方針の確認や、会社が対処すべき課題について意見交換を行っております。
 - b 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から業務に関する報告を受けるとともに、適宜意見を述べております。併せて、会計監査人・内部監査室・連結子会社監査役との情報交換の場を定期的に確保し、意見交換を行っております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性を理解し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を持続的に維持・向上させることができる者でなければならないと考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によってなされるべきものであると考えております。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付行為について検討あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものや、企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なういわゆる濫用的買収と呼ばれるものも少なくはありません。当社は、このような大規模買付行為がなされる場合は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、「Sound of Your Life ～あなたの人生に豊かな響きを～」を企業理念として掲げ、映画興行や映画制作配給を中核とした映像関連事業、焼鳥専門店チェーン「串鳥」の経営を中核とした飲食関連事業、中古マンション再生販売と不動産賃貸を中核とした不動産関連事業を基幹事業として、それぞれの成長を目指しております。当社グループの企業価値の源泉は、この三事業における経営資源が有機的に結びつき相乗効果を発揮し続けているところにあると考えております。

② 企業価値向上への取組み

当社グループは、中期経営方針を「プロデュースカンパニーへの革新」と定め、消費者ニーズに沿った商品やサービスを自社で開発・創造する事業構造へと転換をすすめるため、従来型ビジネスであります映画興行事業等の「インフラ所有型ビジネス」よりも、人的資本の充実による映画制作配給事業等の「ヒューマンリソース型ビジネス」の強化を図り、事業を支える社員の「人財化」に取り組んでまいります。

例えば、映像関連事業では、他社からの受託作品を配給するだけでなく、収益を最大化し得る企画の実現を目指しております。企画とは、作品の質をより高めながら、作品内容に合わせた宣伝プランや販売網の構築等、実際のヒットに繋げる全ての工程を自らプロデュースすることを指します。飲食関連事業における中食・卸売ビジネスや、不動産関連事業における中古マンション再生販売ビジネスにおいても、同様の取組みにより収益の最大化を目指します。

③ コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

i コーポレートガバナンス体制について

当社は、2015年12月9日付で「コーポレートガバナンス基本方針」（2022年6月28日改定）を制定し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的としたコーポレートガバナンスの強化に向けた取組みを行ってまいりました。

当社は、コーポレートガバナンスを「企業経営を規律するための仕組み」と捉えております。これを確立する為に、適正な内部統制システムを整備・運用することは、企業不祥事の発生防止のために不可欠な要素であるばかりでなく、当社グループが持続的かつ健全に成長していくための土台、経営力の基礎となるものであると認識しております。そのような考え方のもと、コーポレートガバナンスの強化に向けて以下のような取組みを行っております。

まず、当社取締役会は、独立社外取締役3名を含む8名で構成され、原則として毎月1回、また、必要に応じて随時開催し、重要な業務執行の意思決定、取締役の業務執行の監督を実施しております。独立社外取締役は独立した立場から取締役会に出席し、各取締役の業務執行について直接報告を受け、経営の監督にあたっております。また、代表取締役の諮問機関として経営会議等を設置し、経営上の重要案件の事前審議を随時行い、経営意思決定の効率化を図るとともに、執行役員

制度を導入し、経営意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び執行責任の明確化に努めております。なお、当社は取締役の任期を1年としております。次に、当社監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、常勤監査役1名、独立社外監査役2名の3名で構成され、各監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、法令・定款違反の監査に留まらず、経営全般について大局的な観点で監査を行っております。原則として、取締役会及び経営会議には監査役全員が出席すること等を通じて、取締役の職務執行の監視を図っております。また、内部監査室及び会計監査人との連携を図る等、監査機能の強化に努めております。これに加えて、指名・報酬委員会は、独立社外取締役3名を含む取締役4名及び独立社外監査役2名で構成され、取締役・執行役員の選任議案、取締役・執行役員の役員報酬案、取締役会の実効性に関する分析・評価等について、代表取締役社長からの諮問を受け審議し、取締役会に答申を行っております。

ii 内部統制システムの整備について

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、会社法及び会社法施行規則が定めるグループの業務の適正を確保するために必要な体制を整備しております。具体的には、内部統制の目的の達成に向けて、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制の整備状況を定期的に評価し、また内部監査室を設置し、内部統制の運用状況の監査を行っております。とりわけグループ全体でコンプライアンスを推進するため、「東京テアトルグループ行動基準」においてコンプライアンスを行動基準の1つとして定め、これを全従業員に周知するとともに、「コンプライアンス規則」を制定し、コンプライアンスが会社の存続・発展の大前提であることを明確にし、コンプライアンスに違反する行為が行われ、又は行われるおそれがある場合にグループ従業員が社内外の相談・通報窓口を利用するための制度を設けるなど、グループ全体でコンプライアンスを推進しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、2021年6月25日開催の当社第105回定時株主総会で承認を得た「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」につきまして、これを一部改定（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）し存続することを決定し、2024年6月27日開催の第108回定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。2024年5月14日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」の一部改定及び存続に関するお知らせ」をご覧ください。

(<https://www.theatres.co.jp/uploads/baishuboei20240514.pdf>)

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)②記載の企業価値向上への取組み、及び上記(2)③記載のコーポレートガバナンスの強化に向けた取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的かつ持続的向上のための具体的取組みです。また、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しております。また、本対応方針は、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収への対応方針の導入に係る遵守事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を遵守するものです。更に、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」並びに東京証券取引所が2015年6月1日より適用を開始し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

大規模買付ルールは、株主の皆様に対して、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものであります。

また、かかる目的で導入された大規模買付ルールが遵守されない場合、又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、かかる対抗措置は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守ることを目的として発動されるものであります。

② 事前の開示

当社は、株主・投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本対応方針を予め開示しております。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って適時適切に所要の開示を行います。

③ 株主意思の重視

当社は、2024年6月27日開催の第108回定時株主総会において本対応方針について承認を得ており、本対応方針についての株主の皆様のご意思を確認・反映しております。また、本対応方針の有効期間は、2027年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

更に、当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としており、毎年、定時株主総会における取締役選任議案を通じて、本対応方針についての株主の皆様のご意思が確認されることとなります。

④ 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保して取締役の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

⑤ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、原則として、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得た上で、検討を行います。これにより、当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

また、特別委員会も、諮問事項の検討を行うため、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士、税理士その他の専門家の助言を得ることができます。これにより、当社取締役会に対して勧告を行う特別委員会の判断の客観性及び合理性も担保されることとなります。

⑥ デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のこと等から、当社取締役会は上記の具体的取組みのいずれも基本方針に沿うものであって、取締役の地位の維持を目的とするものではなく、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであると考えております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,552,640	3,736,741	5,609,951	△1,429,344	12,469,988
当期変動額					
剰余金の配当			△68,957		△68,957
親会社株主に帰属する 当期純利益			833,991		833,991
自己株式の取得				△176,719	△176,719
自己株式の処分		△803		6,548	5,744
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△803	765,034	△170,170	594,060
当期末残高	4,552,640	3,735,937	6,374,986	△1,599,515	13,064,048

(単位 千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,200,299	1,857,368	3,057,667	27,772	15,555,428
当期変動額					
剰余金の配当					△68,957
親会社株主に帰属する 当期純利益					833,991
自己株式の取得					△176,719
自己株式の処分					5,744
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	626,684		626,684	△6,183	620,501
当期変動額合計	626,684	-	626,684	△6,183	1,214,561
当期末残高	1,826,983	1,857,368	3,684,352	21,588	16,769,989

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 5 社
主要な連結子会社の名称 札幌開発株式会社

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 0 社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社 5 社の決算日はすべて連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のものについては時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法による原価法）、市場価格のない株式等については主として移動平均法による原価法により評価しております。

②棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び販売用不動産

映像作品に係る配給権等及び販売用不動産は個別法により、その他は最終仕入原価法によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、取得時の法人税法に規定する方法と同一の方法によっております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、改正前の法人税法に基づく償却可能限度額まで償却が終了した翌年より5年間で残存価額と備忘価額の差額を均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当連結会計年度末における回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社グループが代理人としてサービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識しております。当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

①映像関連事業

主に映画館の運営、映画の請負制作・配給、ソリューション事業を行っております。これらの事業においては、原則として顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。ただし、映画の請負制作については制作期間が長期間に及ぶため、一定の期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生するコストを回収できることが見込まれる場合は、発生したコストの範囲で売上高を計上しております。（原価回収基準）

②飲食関連事業

主に飲食店の経営を行っております。当該事業においては、顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

③不動産関連事業

主にリノベーションした中古マンションの販売を行っております。当該事業においては、顧客へ引渡完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引等

ヘッジ対象…変動金利の借入金

③ヘッジ方針

内部規程である「市場リスク管理規則」に従い、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引等を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

一定期間における金利スワップ適用後の実質金利の変動幅が一定範囲内で固定化されていることを判断基準としております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「貸倒引当金戻入額」は93千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産	16,251,256千円
減損損失	106,927千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として事業所の所在する物件を単位として資産をグルーピングしております。土地・建物等の時価下落や収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、翌連結会計年度の予算を基礎とし経営環境などの外部情報や、内部情報などを総合的に勘案し算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	550,300千円
契約資産	32,840千円

2. 前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	338,213千円
------	-----------

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保資産の内容及びその帳簿価額

建物及び構築物	1,728,474千円
土地	9,124,835千円
投資有価証券	1,664,719千円
合計	12,518,028千円

担保に係る債務の帳簿価額

一年内返済予定の長期借入金	1,056,666千円
長期借入金	3,297,499千円
合計	4,354,166千円

4. 有形固定資産の減価償却累計額 4,780,477千円

5. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価による方法を採用しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額を下回っておりません。

6. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社及び一部の連結子会社におきましては、効率的で安定的な運転資金の調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。また、取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約（シンジケート方式）を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントライン契約総額	2,400,000千円
借入実行残高	40,000千円
差引額	2,360,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,013,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	68,957千円	10.00円	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	135,483千円	20.00円	2026年3月31日	2026年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。また、一時的な余資を運用する場合は、短期的な安全性の高い金融資産に限定しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規則に従い期日管理等を実施しリスクの低減を図っております。投資有価証券は、主に株式であり、社内管理規程に基づき定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握しております。業務上の取引を有する企業の株式については、関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

借入金の使途は運転資金及び長期設備投資資金であり、一部の借入金について金利スワップ取引を実施し支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）参照）。

(単位 千円)

	連結貸借対照表計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	4,092,238	4,092,238	—
(2)差入保証金 (* 2)	381,852	381,852	—
(3)長期貸付金	3,500	3,500	—
資産計	4,477,590	4,477,590	—
(4)長期借入金 (* 2)	5,582,708	5,520,765	△61,943
(5)リース債務 (* 2)	150	150	—
(6)預り保証金 (* 2)	832,482	832,482	—
負債計	6,415,341	6,353,398	△61,943

(* 1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、流動資産「その他」に含まれている短期貸付金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 1年以内に期限到来の流動資産に含まれている差入保証金、及び1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金、リース債務、預り保証金を含めております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (* 1)	196,990

(* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	3,988,057	—	—	3,988,057
その他	7,129	97,051	—	104,180
資産計	3,995,186	97,051	—	4,092,238

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	381,852	—	381,852
長期貸付金	—	3,500	—	3,500
資産計	—	385,352	—	385,352
長期借入金	—	5,520,765	—	5,520,765
リース債務	—	150	—	150
預り保証金	—	832,482	—	832,482
負債計	—	6,353,398	—	6,353,398

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託は、公表されている基準価額等によっておりレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用オフィスビル（土地を含む）等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は781,697千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却益は867,442千円（特別利益に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位 千円)

連結貸借対照表計上額	時価
12,542,397	23,476,040

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、重要性が乏しいものについては、「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額を時価としております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

財又はサービスの種類別の内訳

(単位 千円)

	報告セグメント			
	映像関連事業	飲食関連事業	不動産関連事業	計
映画興行関連	1,745,673	—	—	1,745,673
映画制作配給関連	1,218,146	—	—	1,218,146
ソリューション関連	277,900	—	—	277,900
飲食事業関連	—	6,121,862	—	6,121,862
中古マンション再生販売関連	—	—	9,868,633	9,868,633
顧客との契約から生じる収益	3,241,721	6,121,862	9,868,633	19,232,216
その他の収益	215,406	—	1,207,457	1,422,864
外部顧客への売上高	3,457,127	6,121,862	11,076,090	20,655,080

(注) 「その他の収益」は企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」又は企業会計基準第13号「リース会計基準」に基づくものです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	496,673千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	550,300千円
契約資産(期首残高)	34,446千円
契約資産(期末残高)	32,840千円
契約負債(期首残高)	124,267千円
契約負債(期末残高)	338,213千円

契約資産は、主に映画興行会社との映画配給契約について期末日時点で完了しているが未請求の映画上映料に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該映画上映に関する対価は、映画配給契約に従い、映画上映期間終了後に請求し、1年以内に受領しております。

契約負債は、主に1年以内に収益を認識する映画興行事業における会費収入として受け取った分の前受金及び中古マンション販売において受け取った分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、124,267千円であります。当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額には重要性がありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 2,472円38銭
- 1 株当たり当期純利益 121円89銭

(重要な後発事象に関する注記)

(固定資産の譲渡)

当社は、2026年4月に以下のとおり固定資産を譲渡いたしました。

1. 固定資産の譲渡理由

経営資源の有効活用と財務体質の強化を図るため

2. 譲渡資産の内容

種類 土地及び建物等

所在地 東京都港区

3. 譲渡契約日

2026年3月31日

4. 譲渡日

2026年4月14日

5. 譲渡先

譲渡先につきましては、譲渡先との取り決めにより公表を控えさせていただきます。なお、譲渡先と当社の間には、記載すべき資本関係・人的関係及び取引関係はなく、関連当事者には該当しておりません。

6. 当該事象の損益に与える影響

当該固定資産の譲渡により、翌連結会計年度において固定資産売却益3,650百万円を特別利益に計上する見込みです。

(注) 本連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	4,552,640	3,573,173	163,568	3,736,741
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△803	△803
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	△803	△803
当期末残高	4,552,640	3,573,173	162,764	3,735,937

(単位 千円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,302,204	3,030,823	5,333,028	△1,429,344	12,193,065
当期変動額					
剰余金の配当		△68,957	△68,957		△68,957
当期純利益		574,224	574,224		574,224
自己株式の取得				△176,719	△176,719
自己株式の処分				6,548	5,744
固定資産圧縮積立金の取崩	△3,826	3,826	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△3,826	509,094	505,267	△170,170	334,293
当期末残高	2,298,378	3,539,918	5,838,296	△1,599,515	12,527,358

(単位 千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,195,779	1,857,368	3,053,148	15,246,213
当期変動額				
剰余金の配当				△68,957
当期純利益				574,224
自己株式の取得				△176,719
自己株式の処分				5,744
固定資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	624,321		624,321	624,321
当期変動額合計	624,321	-	624,321	958,615
当期末残高	1,820,101	1,857,368	3,677,470	16,204,829

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のものについては時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法による原価法）、市場価格のない株式等については主として移動平均法による原価法により評価しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 商品及び販売用不動産

映像作品に係る配給権等及び販売用不動産は個別法により、その他は最終仕入原価法によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、取得時の法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、改正前の法人税法に基づく償却可能限度額まで償却が終了した翌年より5年間で残存価額と備忘価額の差額を均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当事業年度末における回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社が代理人としてサービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識しております。当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

①映像関連事業

主に映画館の運営、映画の請負制作・配給、ソリューション事業を行なっております。これらの事業においては、原則として顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。ただし、映画の請負制作については制作期間が長期間に及ぶため、一定の期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生するコストを回収できることが見込まれる場合は、発生したコストの範囲で売上高を計上しております。（原価回収基準）

②不動産関連事業

主にリノベーションした中古マンションの販売を行っております。当該事業においては、顧客へ引渡完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たす場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引等

ヘッジ対象……変動金利の借入金

(3) ヘッジ方針

内部規程である「市場リスク管理規則」に従い、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引等を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

一定期間内における金利スワップ適用後の実質金利の変動幅が一定範囲内で固定化されていることを判断基準としております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「貸倒引当金戻入額」は185千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産	14,531,254千円
減損損失	15,173千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類の理解に資するその他の情報

当社は、原則として事業所の所在する物件を単位として資産をグルーピングしております。土地・建物等の時価下落や収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、翌事業年度の予算を基礎とし経営環境などの外部情報や、内部情報などを総合的に勘案し算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保資産の内容及びその帳簿価額

建物	1,728,474千円
土地	9,124,835千円
投資有価証券	1,664,719千円
合計	12,518,028千円

担保に係る債務の帳簿価額

一年内返済予定の長期借入金	1,056,666千円
長期借入金	3,297,499千円
合計	4,354,166千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,856,282千円

3. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価による方法を採用しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額を下回っておりません。

4. 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対し保証を行っております。

札幌開発株式会社	328,300千円
東京テアトルリモデリング株式会社	40,000千円

5. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	38,878千円
長期金銭債権	256,000千円
短期金銭債務	326,289千円

6. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社におきましては、効率的で安定的な運転資金の調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。また、取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約（シンジケート方式）を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントライン契約総額	2,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	2,300,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	86,153千円
仕入高	1,189,483千円
販売費及び一般管理費	4,345千円
営業取引以外の取引による取引高	8,694千円

2. 固定資産除却損の内訳

建物	2,225千円
機械装置	0千円
構築物	0千円
器具備品	0千円
解体撤去費	11,425千円
無形固定資産	2,503千円
合計	16,154千円

3. 固定資産売却益の内訳

建物	△218,634千円
土地	1,086,076千円
合計	867,442千円

4. 減損損失の内訳

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
東京都新宿区	映像事業部	器具備品、ソフトウェア	6,027千円
東京都中央区	映像事業部	建物	6,896千円
東京都品川区	映画館	器具備品	528千円
東京都渋谷区	映画館	器具備品	1,377千円
兵庫県神戸市	映画館	器具備品	343千円

当社は、原則として事業所の所在する物件を単位として資産をグループ化しており、収入の減少により収益性が著しく低下した資産グループにつき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(15,173千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物6,896千円、器具備品6,335千円、ソフトウェア1,941千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,238,803株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	2,198千円
未払事業税	20,262千円
賞与引当金	36,263千円
退職給付引当金	203,088千円
貸倒引当金	46,925千円
減損損失	68,567千円
その他有価証券評価差額金	54,399千円
関係会社株式評価損	186,374千円
資産除去債務	27,779千円
株式報酬費用	2,807千円
その他	26,452千円
繰延税金資産 小計	675,118千円
評価性引当額	△474,120千円
繰延税金資産 合計	200,997千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	899,303千円
固定資産圧縮積立金	1,057,898千円
繰延税金負債 合計	1,957,201千円
繰延税金負債の純額	1,756,204千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	東京テアトルリモデリング(株)	所有 直接 100%	不動産 リフォーム 委託等 (注)	請負工事の 仲介等	80,598	売掛金	9,114
						未収入金	158
				リフォーム 委託等	1,185,486	買掛金	322,317
						未払金	2,834

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 不動産リフォーム委託等の取引条件は、市場実勢を勘案して当社または子会社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,392円14銭
- 1株当たり当期純利益 83円93銭

(重要な後発事象に関する注記)

(固定資産の譲渡)

当社は、2026年4月に以下のとおり固定資産を譲渡いたしました。

1. 固定資産の譲渡理由
経営資源の有効活用と財務体質の強化を図るため
2. 譲渡資産の内容
種類 土地及び建物等
所在地 東京都港区
3. 譲渡契約日
2026年3月31日
4. 譲渡日
2026年4月14日
5. 譲渡先
譲渡先につきましては、譲渡先との取り決めにより公表を控えさせていただきます。なお、譲渡先と当社の間には、記載すべき資本関係・人的関係及び取引関係はなく、関連当事者には該当していません。
6. 当該事象の損益に与える影響
当該固定資産の譲渡により、翌事業年度において固定資産売却益3,650百万円を特別利益に計上する見込みです。

(注) 本計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入しております。